

2025年12月吉日

お客様 各位

手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組について

平素は当組合をご利用いただき誠にありがとうございます。

政府・産業界・金融界では、2026年度末までに手形・小切手廃止に向けた取組みを進めており、金融界では「2026年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにすること」を目標とし、電子交換所の運用が終了する予定となっております。

これらの状況を踏まえ、当組合では手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みとして、以下の対応を実施します。

1. 取組み内容

(1) 払戻請求書による当座預金出金の取扱開始

開始日：2026年4月1日（水）

小切手に代わる支払手段として、払戻請求書による取扱いを開始します。

小切手でのお取引同様に口座開設店でのお取引に限ります。

(2) 手形・小切手の発行受付終了

終了日：2026年6月30日（火）

手形帳・小切手帳・自己宛小切手の新規発行受付を終了します。

当座預金から現金出金、振替等が必要な場合は払戻請求書をご利用ください。

（小切手でのお取引同様に口座開設店でのお取引に限ります）

2. 代替サービスの案内

(1) 電子記録債権（でんさいサービス）のご利用

(2) インターネットバンキング等による振込

紙の手形・小切手を電子化することで、コスト削減（郵送料・印紙代等）、事務負担軽減（現物管理・押印・発送等）、リスク低減（紛失・盗難）など、支払側と受取側双方にメリットがありますので、電子的な決済手段のご活用を検討いただきますようお願い申し上げます。

以上

熊谷商工信用組合